

国民年金

お問合せ
国保年金課年金係

国民年金保険料の 便利な納め方

国民年金保険料は、口座振替やクレジットカードで納めることもできます。過去の未払い分については利用することができませんが、一度手続きをするだけで自動的に納めることができます。また、インターネット等を利用して電子納付することもできます。

口座振替による納付

口座振替の申込みは、振替開始月の前々月までに行ってください。申込書には、基礎年金番号の記入が必要になりますので、年金手帳や納付書でご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。

なお、申込後に口座振替開始通知が送付されますので、開始月の確認を行い、それ以前の保険料については納付書で納付してください。

◆**申込用紙** 金融機関・年金事務所・役場国保年金課の窓口にて備えています。

また、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒可）することもできます。（この用紙での申込みは年金事務所に限られますのでご注意ください）

◆**申込場所** 預貯金口座をお持ちの金融機関（郵便局を含む）の窓口、年金事務所・役場国保年金課の窓口となります。（年金事務所のみ郵送での申込が可能です）

クレジットカード納付

国民年金保険料のクレジットカード納付は、保険料を定期的にカード会社が立替払いし、カード会社からカード会員の方に請求する支払方法で、金融機関等の窓口でカードを直接ご提示・お支払いいただくものではありません。

なお、カード会社への支払回数は1回払いのみとなり、分割払いやリボ払い等はご利用いただけません。また、保険料の一部を免除されている方は利用できません。

◆**申込方法** 申込用紙に必要事項を記入し、年金事務所へ提出してください。なお、

国民年金保険料の納付のご案内を民間委託

日本年金機構では、国民年金保険料の納付のご案内について、民間委託を実施しています。

◆受託事業者

日立トリプルウィン㈱ ☎0120(211)231

※過去2年以内の国民年金加入期間に保険料納付の確認ができない期間がある場合、受託事業者から電話・文書・戸別訪問等により、納付や免除等の申請手続きのご案内をさせていただきます。

◆**問合せ** 土浦年金事務所 ☎82417121

納付方法によって保険料が割引されます

【現金・クレジットカード納付の「6カ月前納」】保険料6カ月分を納付・立替。*割引額740円(4月末・10月末)年間割引額1,480円

【現金・クレジットカード納付の「1年前納」】1年分の保険料を4月末に納付・立替。*割引額3,250円

【口座振替の「毎月支払い(当月末振替)早割」】当月分の保険料を当月末に振替。なお、最初の振替では2カ月分(前月分と当月分)が引き落とされます。*割引額50円(毎月)年間割引額600円

【口座振替の「6カ月前納」】保険料6カ月分を振替。
*割引額1,040円(4月末・10月末)年間割引額2,080円

【口座振替の「1年前納」】1年分の保険料を4月末に振替。
*割引額3,840円

【口座振替の「2年前納」】2年分の保険料を4月末に振替。
*割引額14,800円

※クレジットカード納付には、口座振替の割引は適用されません。

※前納の申込は2月末日までです。3月1日以降の申込の場合、次の前納期(10月または翌年4月)まで、毎月支払いとなる場合があります。

※割引額は、すべて平成26年度の額です。

申込後にカード支払い開始の通知が送付されますので、開始月の確認を行い、それ以前の保険料については納付書で納付してください。

◆**申込用紙** 年金事務所に備えています。また、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒可）することもできます。

◆**その他** 一部、利用できないカードがあります。また、ポイントが付与されない場合や、通常と異なる割合でポイントが付与される場合があります。詳細については、カード発行元にご確認ください。

※日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>